

平成14年3月29日
企業会計基準委員会

「実務対応報告第1号
新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する
実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成13年11月の商法改正を受け、質問の多い点を中心に実務上の取扱いについて検討してまいりましたが、平成14年3月27日の第12回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので、公表致します。

本実務対応報告につきましては、平成14年1月31日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において、寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

1. 新株予約権の会計処理

- (1) 発行者側の会計処理...新株予約権の発行価額を負債の部に計上し、権利が行使されたときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときは利益として処理する。
- (2) 取得者側の会計処理...新株予約権は、有価証券の取得として処理する。権利を行使したときは株式に振り替える。
- なお、新株予約権が権利行使期限到来以前に消却された場合の会計処理は、その効力が生じたときに消滅を認識する。

2. 新株予約権付社債の会計処理

- (1) 代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理
- 発行者側の会計処理...代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額（社債と新株予約権のそれぞれの発行価額の合計額）は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分し、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理する。新株予約権の対価部分は、新株予約権の発行者側の会計処理に準じて処理する。
- 取得者側の会計処理...代用払込が認められる新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分し、社債の対価部分は普通社債の取得に準じて処理する。新株予約権の対価部分は、新株予約権の取得者側の会計処理に準じて処理する。
- (2) 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の会計処理
- 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるもの
- ・ 発行者側の会計処理...代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるものの発行価額は、社債と新株予約権のそれぞれの発行価額を合算し、普通社債の発行に準じて処理する。又は、代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理に準じて処理する。
 - ・ 取得者側の会計処理...代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるものの取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず、普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。
- 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられないもの

- ・ 発行者側及び取得者側の会計処理...代用払込が認められる新株予約権付社債と同様に、区分法により会計処理する。

3. 社債と新株予約権の発行が実質的に一体と認められる場合の発行時の会計処理

- (1) 発行者側の会計処理...社債と新株予約権を個々に会計処理せず、それぞれの発行価額を合計した上で区分法を適用する。
- (2) 取得者側の会計処理...社債と新株予約権を個々に会計処理せず、それぞれの取得価額を合計した上で区分法を適用する。

4. いわゆるストック・オプションとして取締役等に無償で付与した新株予約権の会計処理

ストック・オプションに係る包括的な会計基準が設定されるまでの当面の取扱いとして、取締役等に無償で付与した新株予約権の会計処理は、新株予約権の会計処理と同様に処理する。

以 上